

## ☆ 放置車両確認事務の法人登録等について

### ☆ 概 要

放置車両の確認事務及び標章の取付け（放置車両の確認等）に関する事務の全部又は一部を、公安委員会の登録を受けた法人に委託することができることとされました。

公安委員会の登録を受けられる法人とは、法人格を有するものであれば、その種類は問わず、株式会社、有限会社等の会社のほか、公益法人、特殊非営利活動法人（NPO法人）、さらには、市町村等地方公共団体も含まれます。

※ 県内において、放置車両の確認等に関する事務を受託しようとする法人は、沖縄県公安委員会の法人登録が必要となります。

公安委員会への登録は、道路交通法第51条の8第3項に掲げる要件（欠格事由がないこと）及び同法第4項の要件に適合していることが必要となります。

なお、登録の有効期間は3年間です。

#### 1 放置駐車違反確認事務の法人登録の要件

次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。（道路交通法第51条の8第3項）

(1) 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない法人

(2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第119条の2第1項第3号の

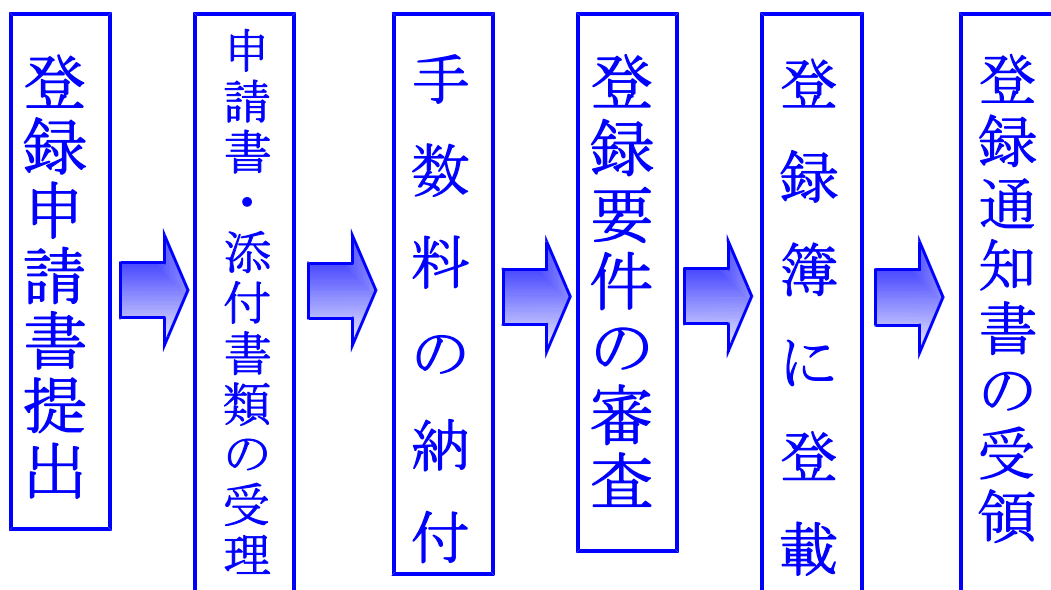
- 罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ハ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん、又は覚せい剤の中毒者
- ヘ 心身の障害により確認事務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

## 2 登録基準

公安委員会は、第2項の規定により登録を申請した法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。（道路交通法第51条の8第4項）

- (1) 車両（自動車、原動機付自転車、軽車両）、携帯電話用装置その他の携帯用の無線電話装置（携帯電話若しくは無線機）、地図、写真機（写真機、デジタルカメラ等）、及び電子計算機（パソコン等）を用いて確認事務を行うものであること。
- (2) 第51条の12第3項の駐車監視員が放置車両の確認等を行うものであること（登録申請時最低2名以上の駐車監視員資格者証保有者を確保しておくこと）。
- (3) 当該公安委員会が置かれている都道府県の区域内に事務所を有するものであること（本社の他、支社、営業所等を含む）。

## 1 登録までの流れ



\* 申請書の受理から、概ね2ヶ月以内に登録通知書を交付する予定です。

## 2 手数料額

- ・ 登録申請手数料 23,000円
- ・ 登録更新手数料 23,000円（3年ごとの更新時に必要）  
（金融機関等にて、上記金額分の沖縄県収入証紙を購入して下さい。）

\* 申請手続きを終えた後には、手数料を返金しません。

## 3 申請に必要な書類等

### 1 法人登録必要書類

- (1) 申請書
- (2) 定款もしくは寄附行為又はこれに準ずるもの
- (3) 登記事項証明書(登記簿の謄本)又はこれに準ずるもの
- (4) 役員名簿
- (5) 役員（監査役を含む）全員の
  - ア 「戸籍謄本若しくは抄本」又は「外国人にあつては、国籍等の記載がある住民票の写し」
  - イ 登記されていないことの証明書(成年被後見人等とする記録がない旨の証明)

- ウ 診断書（アルコール中毒、薬物中毒でない旨の証明）
- (6) 誓約書（法人登録申請用、法人が欠格事由に該当しないことを誓約するもの。）
- (7) 誓約書（所要の機械器具等を整備することを誓約するもの）
- (8) 駐車監視員資格者証の写し （2名以上分）
- (9) 事務所の所有権又は使用権限を証明する書類（登記事項証明書、賃貸借契約書）

※ 上記(1)、(4)、(5)のウ、(6)、(7)の各種用紙については、警察本部交通部交通指導課において配布しています。

## 4 申込受付日時・場所

### 1 受付日時

午前10時00分から午後4時00分まで

（土、日、祝日、休日及び年末年始の休日は申請できません。）

### 2 受付場所

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

警察本部交通部交通指導課駐車対策係

## 5 留意事項等

上記「沖縄県公安委員会への法人登録」を得ても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する「一般競争入札参加資格者」の登録を取得していなければ、確認事務に係る入札への参加はできません。

### 1 一般競争入札参加資格者名簿の登録要件

- 純資産又は正味財産の額が1,000万円以上の法人
- 道路交通法第51条の8第1項の規定に基づき、沖縄県公安委員会の登録を受けた法人
- 下記の(1)～(3)の規定により、登録を取り消された者で、その取り消しの日から2年を経過しないものは、登録申請をできない。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の下記規定に該当するに至ったとき。
    - 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配者その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
    - 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
    - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
    - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
    - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
    - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
    - 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
  - (2) 虚偽又は不正な方法により登録を受けたことが明らかになったとき。
  - (3) 経営状態が著しく不良となり、入札に参加させることが不適当と認められたとき。
  - 2 一般競争入札参加資格者登録必要書類
    - (1) 一般競争入札参加資格者登録申請書
    - (2) 誓約書
    - (3) 営業概要書
    - (4) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書の写し(法人登録用と同じもの)
    - (5) 財務諸表(最近の決算報告書)
    - (6) 納税証明書(事業税)
    - (7) その他知事が別に定める書類
- ※ 上記(1)、(2)、(3)の用紙については、警察本部交通部交通指導課において配布しています。

## 6 問い合わせ先

沖縄県警察本部 交通部交通指導課 駐車対策係  
電話番号 098-862-0110 内線 (5261・5262)